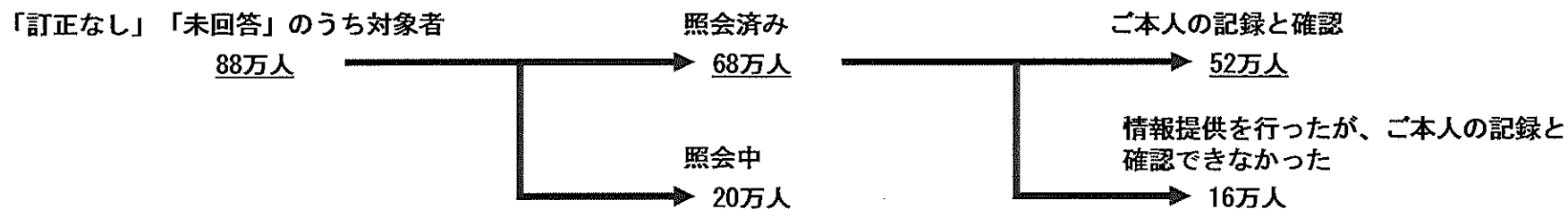


## ②フォローアップ照会、厚生年金旧台帳に係る調査

### 受給者に対する名寄せ特別便のフォローアップ照会

○平成20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して「訂正なし」との回答をいただいた方、及び2回の「回答のお願い」の送付等を行い、なお未回答の方のうち未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話や訪問による照会を行うこととし、平成21年9月末時点で約68万人の方と接触し、そのうち約8割の方について、ご本人の記録であると確認できた。

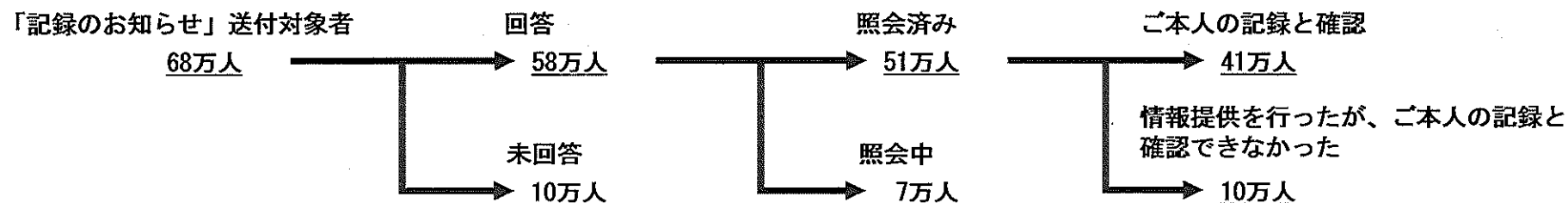
#### 【フォローアップ照会の状況（平成21年9月末現在）】



### 厚生年金旧台帳等の記録(約1466万件)に係る調査

○社会保険庁においてマイクロフィルムの形で保管されている厚生年金旧台帳等の記録と基礎年金番号との突合せの結果、旧台帳の記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、平成20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、このうち約58万人(平成21年9末日現在)から回答をいただいた。その後、回答をいただいた方に電話や訪問による調査を行うこととし、約51万人の方と接触し、そのうち約8割の方について、ご本人の記録であると確認できた。

#### 【厚生年金旧台帳等の記録に係る調査の状況（平成21年9月末現在）】



### ③未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,257万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は1,028万件まで減少。

#### 【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)		(21年9月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1257万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1603万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	654万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等) 553万件	→	553万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	→	1028万件
計 5095万件		計 5095万件

## 未統合記録の全体像〔平成21年9月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1257万件【19年12月より947万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、518万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1603万件【19年12月より363万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、1028万件【19年12月より1417万件減少】
- 住基ネットの活用等により、553万件の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月		平成21年9月		増減 (万件)	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合		
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	2,860	56.1%	1,310	・ 解明作業の進展による増
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	653	12.8%	293	
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録	360	7.1%	407	8.0%	47	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合等で該当した記録			66	1.3%	66	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	571	11.2%	111	・ 解明作業の進展による増
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	379	7.4%	-41	・ 記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	1,257	24.7%	947	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）	1,100	21.6%	654	12.8%	-518	・ 記録の統合が進んだことによる減
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	197	3.9%	-138	（※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	464	9.1%	-382	
6 解明作業が進展中の記録			553	10.9%	553	・ 解明作業の進展による増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			82	1.6%	82	・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			326	6.4%	326	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			102	2.0%	102	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			43	0.8%	43	
7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 ・ 死亡していると考えられる者の記録 ・ 海外居住者 ・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等	2,445	48.0%	1,028	20.2%	-1,417	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減 ・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

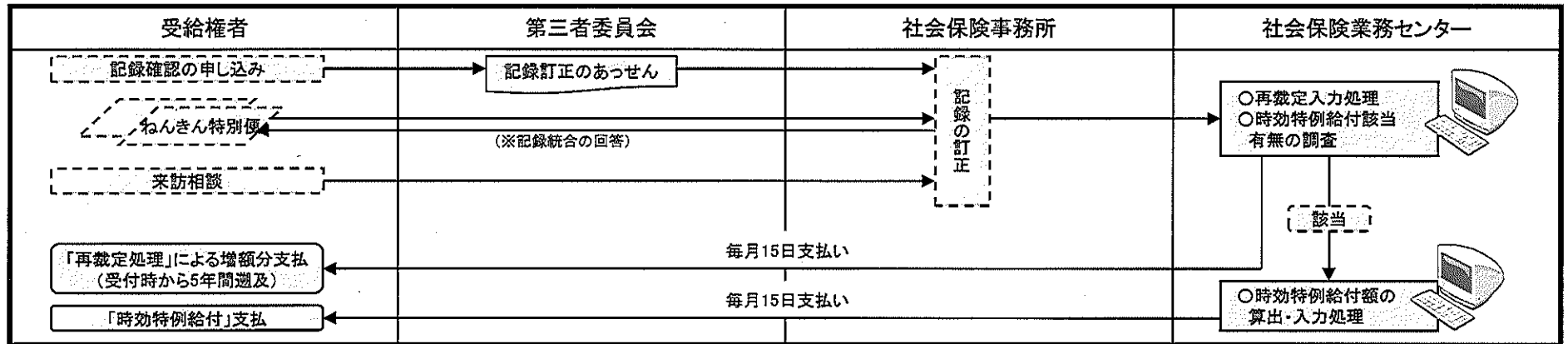
○ 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成  
 ○ 「平成21年9月」は、平成21年9月25日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は9月30日時点）をベースに作成

## ④再裁定処理体制の強化

### これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【『記録の訂正(追加・統合)』に伴う裁定の変更(再裁定)処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



### 現在の状況

- 21年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6か月程度を要していたところ。任期付き職員等の処理能力の向上、社保事務局からの支援の充実、再裁定処理システムの機能強化により、本年8月には、処理期間が3ヶ月に短縮された。

【再裁定の処理件数及び処理体制】

	(20年12月)		(21年4月)		(21年8月)
処理件数	8万件/月	⇒	19万件/月	⇒	17万件/月
処理体制	280人		486人		475人
支払までの期間	7ヶ月		6ヶ月		3ヶ月

※ 本年夏にかけては、再裁定処理の複雑な事案を重点的に処理しているため、処理件数が若干減少している。

記録の統合等に伴う年金額の再裁定等について

- 記録の統合等に伴う年金額の再裁定については、社会保険事務所が再裁定の申出を社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて実施している。
- 再裁定の迅速化のため、これまで再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置（センター内の職員の再配置や本庁及び地方社会保険事務局からの支援）、新たに採用する任期付き職員の重点配置、派遣職員の配置等により事務処理体制の強化を図るとともに、再裁定処理システム等の機能強化を図ってきたところであり、平成21年1月から3月にかけて再裁定の処理件数が大幅に伸び、未処理件数も減少傾向に転じている。
- 社会保険業務センターに進達されてから支払いまでの処理期間については、8月時点では全体として3ヶ月程度に短縮したところ。

◆再裁定の受付件数、処理件数

(単位:万件)

区 分	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 (速報値)	20年1月～ 21年8月 (累計)
受付件数	1.9	3.2	5.3	8.3	9.6	12.2	11.3	15.0	14.4	12.5	11.7	10.5	12.2	9.1	10.7	10.4	10.9	9.6	9.3	9.9	198.0
処理件数	1.6	1.9	1.5	1.6	2.0	2.3	2.4	2.6	2.5	5.0	6.8	8.6	10.1	13.0	19.1	19.1	19.0	19.0	18.1	16.6	172.7
未処理件数 (期末現在)	3.8	5.2	8.9	15.6	23.2	33.0	42.0	54.4	66.4	73.8	78.7	80.6	82.8	78.9	70.4	61.7	53.6	44.2	35.5	28.8	—

※ 平成21年8月分については、本日時点の速報値であり、最終的な数値は異なる可能性がある。

◆再裁定の処理体制の推移

(月末時点)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
体制	38人	61人	56人	56人	82人	101人	110人	127人	145人	203人	226人	280人	318人	466人	466人	486人	483人	483人	483人	475人

(注)上記の体制は、常勤職員、任期付職員、非常勤職員、派遣職員、地方社会保険事務局からの支援職員を含んでいる。